

《 事務所ニュース 2016年2月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

悪質加入逃れ判断基準 厚労省方針 刑事告発も視野 (読売新聞 平成28年1月19日)

厚生労働省と日本年金機構は、保険料を払いたくないなどの理由で厚生年金への加入を逃れている悪質な事業主について、刑事告発するかどうかを判断するための新たな基準を策定する方針を固めました。すでに機構と警察庁が基準作りに向けた協議を始めた。本来は厚生年金の対象なのに国民年金に入っている従業員は推計で約200万人に上り、政府として厳しい対応が必要と判断した。国民年金の場合、保険料(月額で約1万5000円)は加入者のみが負担する。一方、厚生年金の場合は、給与に応じた保険料を、加入者と事業所(企業)が折半して払う仕組みで、加入者が将来受け取る年金額は国民年金より多くなる。

国税庁による企業の税関連情報と、厚生年金の加入情報をつきあわせた結果、厚生年金の加入対象となる可能性がある事業所は現在全国に約79万ある。全国の機構職員を中心として、2017年度末までに79万事業所の実態を調査する方針だ。調査で、保険料を払う能力があるのに、従業員の勤務実態について虚偽の報告をしたり、**機構による調査に繰り返し応じなかったりして加入逃れをする「特に悪質な事業主」には刑事告発を検討する。**機構と警察庁との協議では、具体的な事業所の事例を挙げて刑事告発の対象となるかどうかを検討しているという。厚生年金保険法には、事業主が調査を避けたり、虚偽の答えをしたりした場合、6月以下の懲役か50万円以下の罰金を科す規定がある。

厚労省と機構は従来、法人登記簿や国税庁から提供された税の情報に基づき、厚生年金の加入対象となりうる事業所を調査してきた。文書や電話、直接の訪問で加入を促し、加入に応じない場合は指導を行ったケースもあったが、刑事告発の例はない。厚労省幹部は「事

業主が刑事罰までは適用されないだろうとみて、機構職員を軽視することがあった」と語る。

刑事告発は、今後の調査と加入への指導を徹底するための最終手段と位置づけられる。告発に関して、全国で対応にばらつきが出ないように明確な基準が不可欠と判断した。しかし、基準からも逃れようとする悪質な事業主が出てくることを防ぐために、**政府は基準を公表しない方針だ。**

一方、経営が苦しく、年金保険料を負担すると倒産しかねない中小零細企業などに対しては、刑事告発は行わない見通しだ。

<厚生年金加入要件>

株式会社などの法人の事業所、また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて適用事業所となります。

また、パートタイマーであっても労働時間及び労働日数が、概ね一般社員の4分の3以上であるときは、原則、被保険者となりますのでご注意ください。

★ 現在、日本年金機構や国土交通省からの加入勧奨に伴うご質問やご相談が数多くございます。今後、これまで以上に厳しくなると想定されますので、事前にご準備をお願い致します。ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行